

写

2 消安第4806号
令和3年1月21日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

千葉県のおひる農場における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う防疫対策の徹底について

日頃より、家畜衛生の推進に御理解・御協力いただき誠にありがとうございます。

昨日（20日）、千葉県内のあひる農場において、あひるの産卵率が低下した旨、千葉県に対して通報があり、高病原性鳥インフルエンザの遺伝子検査を実施したところ、本日（21日）、H5亜型であることが確認されました。このことから、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表）に基づき、当該あひるについて、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定しました。

今シーズンの高病原性鳥インフルエンザ対策については、国内流行ウイルスの特徴を踏まえ、既に、「今季国内で分離された高病原性鳥インフルエンザウイルスの病原性解析結果を踏まえた対応について」（令和2年12月14日付け2消安第4064号農林水産省消費・安全局長通知）において、死亡率が2倍以上の場合及び死亡率が2倍未満の場合であっても、まとまって死亡している、元気がない、餌食いが悪い、沈うつ等といった通常と異なる症状が認められる場合の早期発見・早期通報を再徹底するため、家きん飼養者等へ日頃からの綿密な臨床観察の実施等について指導をお願いしているところです。

このような中、今回のあひるでの発生事例においては、産卵率の低下が観察されたことにより報告されたことから、特にあひる農場に対しては、日頃の飼養衛生管理徹底への取組や綿密な臨床観察はもちろん、死亡はなくとも「産卵率の低下」等の生産面での異状を認める場合には速やかに家畜保健衛生所に報告するよう、家きん飼養者等へ指導を実施いただきますようよろしくお願いいたします。

以上